

定時決定と随時改定についてお知らせします

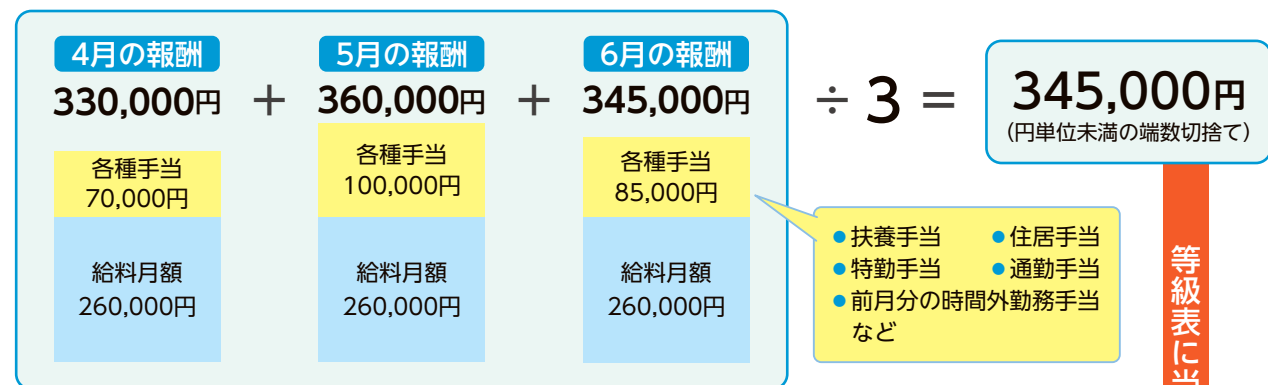
共済組合
からのお知らせ

定時決定とは

毎年7月1日において、4月から6月までの給料月額と各種手当の支給額を合算し、対象月数で割った平均額を等級表に当てはめて、「標準報酬月額」を決定し、9月から翌年8月までの1年間適用します。

ただし、次に該当する場合は、定時決定は行いません。

- ① 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した場合
- ② 7月から9月までのいずれかの月から標準報酬の改定が行われる場合



等級			報酬月額		標準報酬 の月額	標準報酬 の日額
短期 給付等	退職等 年金給付	厚生年金 保険				
第22級	第19級	第19級	290,000円以上	310,000円未満	300,000円	13,640円
第23級	第20級	第20級	310,000円以上	330,000円未満	320,000円	14,550円
第24級	第21級	第21級	330,000円以上	350,000円未満	340,000円	15,450円
第25級	第22級	第22級	350,000円以上	370,000円未満	360,000円	16,360円
第26級	第23級	第23級	370,000円以上	395,000円未満	380,000円	17,270円
第27級	第24級	第24級	395,000円以上	425,000円未満	410,000円	18,640円

この額を基に、9月から1年間の保険料(掛金)を算定します。

標準報酬月額
340,000円
に決定

標準報酬月額は、
給付金などの算定の
基礎にもなるよ。



標準報酬月額
340,000円

×

保険料(掛金)率(千分率)	
厚生年金	91.50
退職等年金	7.50
短期	48.01
介護	8.04

=

保険料(掛金)額	
厚生年金	31,110円
退職等年金	2,550円
短期	16,323円
介護(※)	2,733円

保険料(掛金)率は令和7年4月現在

円単位未満の端数切捨て

(※) 介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が対象です。

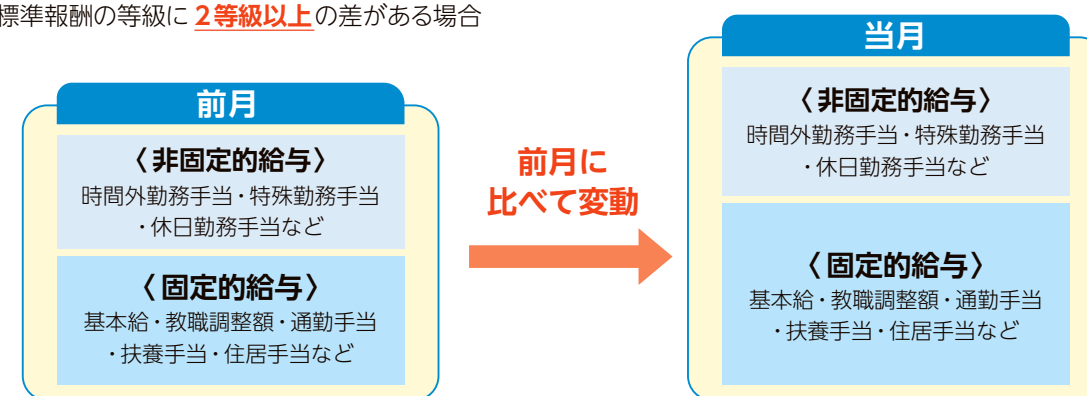
随時改定とは

標準報酬は、定時決定により毎年1回決定しますが、昇給、昇格、人事異動等により、報酬の額が著しく変動したときは、変動があった月を基準として、以後継続する場合、3か月間の報酬の平均額を「標準報酬月額」として4か月目に改定が行われ、改定月からその年の8月(7月～12月に改定された場合は翌年の8月)まで適用します。

これを随時改定といいます。(※)

随時改定は、次の①～③すべてに該当した場合に行われます。

- ① 前月に対し、当月の**固定的給与**に変動があった場合
- ② 変動があった月から継続した3か月間の各月の支払基礎日数が17日以上である場合
- ③ すでに決定または改定されている標準報酬の等級と、変動があった月から継続した3か月間の報酬の平均により算定した標準報酬の等級に**2等級以上**の差がある場合



4月に昇給すると、
随時改定①の要件に該当するけど、
この場合、随時改定になるの？

①の要件だけでは随時改定にはならないよ。
随時改定には②と③の要件も必要なんだ。
①の要件だけの場合は随時改定は行われず、
通常どおり定時決定になるよ。



(※) 随時改定の要因となるのは、昇給・昇格により給料月額が変動した場合、人事異動で勤務地の変更に伴い地域手当や通勤手当等が変動した場合、扶養手当の増減などが挙げられます。
その他、育児休業などから復職して報酬が低下したときは、育児休業等終了時改定が行われます。詳しくは、かがやき春号(2025年No.576)をご確認ください。

参考

休職等により、報酬の全部または一部が支給されない場合(一時的な勤務状態により、固定的給与に減少を生じたもの)は、昇給等による固定的給与の変動には該当せず、随時改定は行われません。
定時決定、随時改定についての詳細は、公立学校共済組合ホームページをご覧ください。

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/kyosai/hyoujunhoushuu/hyouhougaiyou/index.html>



問合せ先 福利厚生課経理担当 ☎ 03-5320-6822

マイナ保険証をご利用ください



令和6年12月2日より、マイナ保険証(健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード)を基本とした制度へ移行されました。
マイナンバーカードの申請・利用方法等の情報は、当共済組合ホームページに掲載されている「使って便利! マイナ保険証」リーフレットをご覧ください ▶

- 発行済の健康保険証(組合員証・被扶養者証)は、経過措置により、令和7年12月1日まで使用可能です。
- 発行済の健康保険証をお持ちの方で、マイナ保険証の利用登録をされていない方等には、令和7年秋に資格確認書が交付される予定です。



問合せ先 給付貸付課資格担当 ☎ 03-5320-6826

共済組合
からのお知らせ

● 標準報酬月額の決定・改定
● マイナ保険証をご利用ください